渋谷区バドミントン協会規約

第一章 名称及び事務所

- 第1条 (名称) 本会は渋谷区バドミントン協会と称する。
- 第2条 (事務所) 本会の事務所は渋谷区教育委員会内に置く。

第二章 目的及び事業

- 第3条 (目的)本会はバドミントンの健全なる普及発展と区民及び区内 各職域勤務者のレクリエーション、健康増進、スポーツマンシッ プのかん養並びに相互の親睦を図るを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - 1. 区内における競技会の開催及び管理
 - 2. 東京都バドミントン協会、渋谷区、渋谷区教育委員会及び渋谷区 体育協会の行う事業への参加
 - 3. 競技の指導及び講習会の開催
 - 4. 用具及び施設の斡旋
 - 5. その他本会の目的を達成するに必要な事項

第三章 会員

第5条 (会員)

- (1) 区内に住居、勤務及び在学する者で本会の趣旨に賛同する者は、本会に登録することにより会員となることができる。
- (2) 登録の手続き、資格の細目は別に定める。

第四章 役員

第6条 (役員) 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

理事長 1名

副理事長 2名

理 事 若干名

評 議 員 若干名

監事 2名

第7条 (職務)役員は次の職務を行う。

- ①. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- ②. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
- ③. 理事長は会長の指示を受け、会務を掌理する。
- ④. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代理 する。又、理事と同じく会務を分担することができる。
- ⑤. 理事は会計その他の会務を分担する。
- ⑥. 評議員は総会において重要事項を審議する。
- ⑦. 監事は本会の会計監査及び総会の求めにより会務の監査を行う。
- 第8条 (役員の選出)役員の選出は次による。
 - ①. 会長、副会長は理事会で推薦し、総会で承認する。
 - ②. 理事、監事は総会で選出する。改選期を迎える理事会は、次期の理事と監事を推薦することができる。
 - ③. 理事長、副理事長は理事の互選による。
 - ④. 評議員は1登録団体につき1名を選出する。但し、30名を超える場合は30名を超えた15名毎に1名を選出する。
 - ⑤. 役員に欠員が生じた場合は、理事会において補充役員を選出し、 次の総会で承認を求める。但し、選出しないこともできる。
- 第 9 条 (顧問、参与)本会は必要に応じ、理事会の議を経て名誉会長、 顧問及び参与を置くことができる。 顧問、参与は会長の諮問に応じる。
- 第10条 (任期)役員の任期は2年とし、再選を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会議

第11条 (会議) 本会の会議は総会、理事会とする。

第 12 条 (総会)

- (1)総会は会長、副会長、理事、評議員、監事をもって構成し、次の事項を審議する。
 - ①. 事業計画
 - ②. 予算並びに決算
 - ③. 規約の改正
 - ④. 役員の選任
 - ⑤. その他の重要事項
- (2) 総会は構成員の二分の一以上の出席により成立する。但し議長に対する委任状出席を認める。
- (3) 定期総会は事業年度終了後二ヶ月以内に会長がこれを招集し開催する。

- (4) 臨時総会は会長が必要と認める場合及び会員の三分の一以上が開催を求める場合は、会長がこれを招集する。
- (5) 総会の議長は会長がこれを務める。会長に事故あるときは議事に先立ちこれを選出する。
- 第13条 (理事会)理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、総会より委任せられる事項の審議をする。
 - 理事会は理事長がこれを招集し、議長となる。
- 第14条 (議決)会議の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数 の場合は議長がこれを決する。但し監事は議決権をもたない。

第六章 会計

- 第15条 (年度)本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までの 一年間とする。
- 第 16 条 (収支) 本会の経費は会費、賛助金、参加料、寄付金、補助金、 その他をもってこれにあてる。
- 第17条 (会費) 本会の会費は理事会において定め、総会にて承認を得るものとする。

第七章 雜則

- 第18条 (除名)会員に次の行為があったときは理事会の決議を経てこれ を除名することができる。
 - ①. 協会の秩序を乱したとき。
 - ②. アマチュア規定及びその精神に反したとき。
- 第19条 (その他)本規約に定めなき事項については理事会がこれを決定 し、重要と認める事項については総会にその承認を求める。
- 付則 1. 本規約は昭和44年4月1日より施行する。
 - 2. 昭和54年4月24日改正
 - 3. 平成5年5月14日改正は平成5年4月1日より適用する。